平成２９年（フ）第４８号
鹿児島県奄美市名瀬小俣町３番16号
債務者　重田　純二
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部
平成２９年（フ）第１１５号
鹿児島県霧島市隼人町真孝2684番地　浜之市団地Ｃ棟303号
債務者　永田　優子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成29年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係
平成２９年（フ）第８３号
鹿児島県薩摩川内市大王町５番６号
債務者　宍野　和樹
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係
平成２９年（フ）第３１９号
沖縄県浦添市西原１丁目50番２号　宮里共同住宅　101号室
債務者　比嘉　雄一
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２９年（フ）第７０号
北海道岩見沢市９条西７丁目２番地　岩見沢市立総合病院内、住民票上の住所北海道岩見沢市３条西８丁目３番地　コーポナカムラ５号室
債務者　小林知榮子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部
平成２９年（フ）第１５４号
福島県郡山市田村町徳定字高畑121番地　クレセント大崎15号、前住所福島県郡山市日和田町字千峯坦77番地の２
債務者　加藤　哲生
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係
平成２９年（フ）第２３２号
金沢市増泉２丁目８番26号　オーシャンハイツ3001号、従前の住所石川県白山市村井町34番地１
債務者　中村純一郎
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
金沢地方裁判所民事部
平成２９年（フ）第２４２号
石川県河北郡内灘町字向粟崎１丁目233番地
債務者　西田　誠市
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
金沢地方裁判所民事部
平成２９年（フ）第１３８号
神戸市西区丸塚１丁目29番６―102号
債務者　渡邉　　令
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係
平成２９年（フ）第９７号
佐賀県唐津市材木町2082番地　井上アパート
債務者　小島　　進
1　決定年月日時　平成29年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部
平成２９年（フ）第１５１５号
さいたま市大宮区櫛引町１丁目598番地２　コーポサンエイ101号室
債務者　草島　弘行
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２９年（フ）第１６００号
さいたま市南区南浦和３丁目31番18号　小池ハイツ205号
債務者　多田　孝子
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２９年（フ）第１６４４号
さいたま市北区宮原町２丁目77番地18　シャトーモンテーニュ406号、旧住所東京都目黒区大橋２丁目12番９号　パレスＫＹ302
債務者　木村小百合
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２９年（フ）第７０１号
埼玉県越谷市東越谷８丁目42番地１　メゾンエクセレンス106
債務者　松川　佳代
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２９年（フ）第１１４号
青森県弘前市大字藤代５丁目５番地１　阿保住宅Ｂ号
債務者　小山　　大
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
青森地方裁判所弘前支部
平成２９年（フ）第１１７号
青森県弘前市大字緑ケ丘２丁目４番地１　市営住宅Ｈ―203号
債務者　中嶋　善幸
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
青森地方裁判所弘前支部
平成２９年（フ）第２０８号
青森市久須志２丁目７番９号
債務者　田村　養孝
1　決定年月日時　平成29年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係